

平成 29 年
第 3 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 3 月 29 日(水) 午後 3 時～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(34 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子
7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳
11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美
15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋
19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治
22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男
25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 28 番 深町 幸子 29 番 吉崎 久男
30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平
33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(1 人)

27 番 宮原 耕一

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 19 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について
- 日程第 6 議案第 20 号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する証明書交付決定について
- 日程第 7 議案第 21 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

- 日程第 8 議案第 22 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに諮問決定について
- 日程第 9 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 24 号 南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の制定について
- 日程第 11 議案第 25 号 南九州市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の制定について
- 日程第 12 議案第 26 号 南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第 13 議案第 27 号 事務局職員等の任命について
- 日程第 14 平成 29 年度農業委員会事業推進計画（当初予算）について
- 日程第 15 平成 28 年分農地の賃借料情報について
- 日程第 16 機構改革等に伴う規則等の改正について報告
- 日程第 17 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝原 和己	農政係長	加治佐 和彦
農地係長	福地 一浩	係員	橋村 将平
知覧分室農政農地係長	上野 誠	係員	松元 久美
川辺分室農政農地係長	山下 剛志	係員	川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。27 番 宮原 耕一 から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 34 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 29 年第 3 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 154 頁からをご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、33 番 吉留 委員、34 番 有村 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日 3 月 29 日の 1 日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第 3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画 並びに、議案審議に関しない農地法第 18 条第 6 項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3 頁からになります。今回、農地法第 18 条第 6 項による

通知事案は2件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申し入れです。解約の主導は、すべて貸人主導によるもので、理由は本人耕作のためとなっております。地目の内訳は、畑が3筆2,555㎡で、潁娃地域2件であります。続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、10件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導によるもの8件、借り人主導2件で、解約の理由は、耕作者変更によるものが5件、農地利用集積円滑化事業から農業経営基盤強化促進法の貸借へ乗り換えるものが4件、農地転用によるもの1件となっておりますが、詳細は4ページから7ページをご覧ください。地目ごとの内訳は、田が14筆11,165㎡、畑が9筆9,979㎡、合計23筆21,144㎡の合意解約となります。地域別では、潁娃地域2件、知覧地域1件、川辺地域7件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。
資料は、10ページからになります。今回新規認定されたのは3件です。再認定が14件、内容変更が1件あります。

先ず、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで主に〇〇地域で系列農家11名により茶園面積88haについて製茶機械120K型1.5ラインを用いて荒茶生産の製造を行ってきていましたが、平成27年に工場を拡大し生産性が高まったため今後は会社でも離農者等の農地を借り受けて生産から加工までの一貫した経営を行っていき、さらに事業の拡大により雇用を増やすことで活性化を図り、品質向上と経営の安定を目指していきたいと考えています。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。

次に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで兼業で焼酎用甘藷 3 h a の経営を行ってきたが、定年を機に焼酎用甘藷に加え澱粉用甘藷、スナップエンドウを導入し面積を拡大し経営の安定と所得の向上を目指す考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと研修会等による経営経理の合理化や生産方式の合理化に、制度資金等を活用し、機械の導入などを希望しています。

次に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、父母と 3 人で、葉たばこ、甘藷、露地野菜の複合経営を行ってきたが、今後土づくりに心がけ、堆肥の増産により良質な作物を栽培し、併せて機械の導入、農地の連担化及び規模拡大を図り経営の安定と省力化を目指す考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと研修会等による経営経理の合理化や生産方式の合理化に、制度資金等の活用などを希望しています。

尚、再認定・内容変更等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございしますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず日程第 5 議案第 19 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

潁娃地区の調査員の報告をお願いします。

吉崎久委員 それでは、農業振興地域整備計画変更について現地調査の報告をいたします。

1 番と 2 番は、農用地区域への編入であります。1 番は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇他 1 筆で 865 m²です。2 番は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇で 497 m²です。いずれも畑地帯総合整備事業が実施されておりますが、設置されている給水栓の更新

事業を行うため、農用地区域への編入をするものです。2件は潁娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります、詳細は、議案資料の15頁から17頁をご覧ください。いずれの申請地も農用地区域の外周部にあり、今回、農用地区域内への編入については特に問題はないと判断しました。3番の申請人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇の畑で、822㎡です。申請人は茶、人参、青果用甘藷等を生産する農家です。現在使っている農業用倉庫が手狭になり、また老朽化していることから新たに倉庫1棟を建築しようとするもので、「用途区分の変更」となっております。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇にあります、詳細は18頁から20頁をご覧ください。4番の申請人は東京都の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇ほか112筆で、内訳は畑1筆、牧場35筆、宅地4筆、山林11筆、雑種地5筆、原野57筆の332,402.5㎡であります。申請人は、発電事業を行う法人であります。〇〇跡地の申請地を借り受けて、太陽光発電施設を建設し、売電事業を行おうとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。詳細は21頁から24頁をご覧ください。5番の申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇の畑で、申請面積は1,019㎡になります。申請人は現在、借家住まいで手狭になったことや実家まで通っての農業従事が不便なことから、農家住宅を建築しようとするもので、農用地区域からの除外」となっております。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります、詳細は25頁から27頁をご覧ください。

議長 次に知覧地区の調査員の報告をお願いします。

武田正委員 3月17日、宮原俊郎委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、報告いたします。番号6番です。申請人は、鹿児島市上荒田町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか2筆、畑の合計5,126㎡です。申請目的は、太陽光発電に適した申請地に、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、農用地区域にあるため、今回農用地区域からの除外申請をするものです。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の28頁から30頁をみてください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、ほかの農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことでした。以上、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。なお、同時に農地法第5条の許可申請も提出されておりますので、のちほどご審議していただくことになって

おります。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは補足説明をいたします。まず1番と2番です。変更内容については、現地調査員の説明のありましたとおり、それぞれの申請地は農用地区域の外周部に隣接しており、今回の編入については特に問題はないと思われます。次に3番から5番についてです。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。これらの条件につきましては、現地調査の報告のとおりであります。用排水路等への影響につきまして、4番は3ヶ所の調整池を設置し、近くの水路まで排水路を設けて河川へ放流する計画でありまして、これについては、近く水路及び河川管理者との協議に入るとのことです。土地改良事業については、5番については南薩土地改良区からやむを得ない旨の意見書が農政課へ提出されるところです。他は該当ありません。これらのことから、3件の申請につきましては、農用地区域からの除外及び用途区分の変更はやむを得ないものと判断されるところです。以上です。

(代)農地係長 番号6番について、補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、太陽光設置に必要な面積を確保出来る適当な土地でなかったとのことです。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は水路に放流します。土地改良事業につきましては、実施していません。このことから、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断されるところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しく願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

仁田尾委員 6番の畑は基盤整備を行っているところだと思うのですが、だいぶ前から
荒廃農地にはなっていたかと思いますが、大丈夫なのでしょうか。

議長 暫く休憩を致します。

議長 再開いたします。6番については確認いたしますので、他の案件で質問、
ご意見はございませんか。

梶山委員 4番は該当する土地の方だけでなく、水の流れる河川の下流の自治会等にも
説明をすればとの話もありましたが、委員会が終わってからするのでしょ
うか。

農地係長 先に協議されたときに、申請者に委員会でこの様な意見がでましたという
事を伝えまして、それに応じて、12月暮れ頃に関係自治会への説明会を実施
したとのことでした。

梶山委員 この計画地の両サイドに調整池があるようですが、横長の地形であるので
中央にも必要な気もするのですが、まあ専門業者が計算をするのでしょ
うが、30ha以上のこのような大規模な施設になるので十分検討されている
のでしょうか。

農地係長 我々も詳しくは分かりませんが、計画する段階で地形等を考慮して、最適
の所に設置されていると思いますが、これについては、今後排水路や河川の
関係で県や市の土木担当課で審査を行い指導することになると思います。

梶山委員 川を挟んでもう1ヶ所あるので雨量によっては相当な量の水が流れるこ
とになると思いますので十分検討していただきたいと思います。

議長 この前ガイドラインの時要望に行ったのですが窓口の都市計画課がその
様な、もろもろについては協議をすると伺っています。その時都市計画課長
も在席し、農政課、耕地林務課、建設課等とも協議を行っていくと、又突発
的な事故に対応する申し合わせも市と結ばれたと伺っています。そのような
ことで、委員会としても懸念がありますと申し入れをしたいと考えます。

議長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第19号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、審議番号6番を除く5件のうち審議番号4番については雨水等の対策については十分考慮するようにと意見を付けて他の4件については申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 日程第6議案第20号 農地の競売・公売参加資格証明願に対する証明書交付決定についてを議題とします、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、ご説明いたします。資料は32ページからになります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、颯娃町〇〇〇〇の畑、800㎡について、農地の競売参加買受適格証明願が提出されました。申請物件は、鹿児島地方裁判所の競売物件であります。申請人は自宅、耕作地に近く利便性が良いことから、農業用資材置場、集荷スペース等に利用するために買い受けたいとのことであります。申請地は颯娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇の〇〇近くにあります。農地法第5条の許可基準に基づき審査しましたところ、立地基準としては農振農用地区域内の農業用施設用地でありまして、農用地利用計画において指定された用途に使用すること、また一般基準についても、全ての要件を満たしていることを確認しました。よって、申請人に対する買受適格証明書の交付は適当であると判断されます。なお、入札の結果、最高価格買い受け申し出人として決定され、改めて5条申請書が提出された場合において、申請内容に相違がないと確認できたときは、会長判断で処理されることになります。

これで説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 20 号 農地の競売・公売参加資格証明願いに対する証明書交付決定については、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 20 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 7 議案第 21 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。35 ㍴からになります。今回の申請は、所有権移転 15 件、使用貸借権設定 1 件であります。所有権移転について、譲渡人は宮崎県の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申請であります。申請の内訳は、田が 2 筆で 1,018 ㎡、畑が 18 筆で 17,193 ㎡、合計 20 筆 18,211 ㎡なっています。理由は、9 番・10 番は親族、知人からの受贈、12 番、13 番は自作地相互の交換、他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10 a あたり、田が 900,000 円で、畑が 240,000 円から 1,500,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 7 件、知覧 6 件、川辺 2 件でございます。使用貸借権設定について、貸し人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、借り人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんの申請です。申請の内訳は、畑が 2 筆 3,436 ㎡で、親からの受贈によるものとなっております。法第 3 条第 2 項各号の判断については、39 ㍴から 46 ㍴の調査書のとおりでございます。併せまして所有権移転の 10 番と、使用貸借権設定 1 番は、新規営農のため、参考に営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが、所有権移転の審議番号 2 番については奥菌委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 21 号に係る案件のうち所有権移転の審議番号 2 番を除く案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 21 号に係る案件のうち所有権移転の審議番号 2 番を除く案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 引き続き、議案第 21 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、奥菌委員の退室を求めます。
(奥菌 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議 長 議案第 21 号に係る案件のうち議事参与に係る所有権移転の審議番号 2 番については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案 21 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり申請どおり許可することに決定されました。奥菌委員の入室を許可いたします。
(奥菌 委員 入室)

議 長 奥菌委員に報告いたします。議案第 21 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についての内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議 長 ここで暫く休憩にいたします。

議 長 再開いたします。ここで、先ほどの日程 5 議案第 19 号審議番号 6 番について農地係長より説明があります。

農地係長 ただいま農政担当係から回答がありました、この申請地は畑かん地域であるそうです。そのうえで畑かん事務所と協議を行い畑かん事務所からは、やむを得ないとの回答をいただいているそうです。

議 長 何かご質問ありませんか、無いようですので、この審議番号 6 番についても申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 19 号の審議番号 6 番については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 22 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに諮問決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の潁娃地区分 2 件について、報告をお願いします。

有村委員 それでは、農地法第 5 条所有権移転 2 件について現地調査の報告をいたします。1 番について、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇の畑で、申請面積は 822 m²です。申請人は茶、人参、青果用甘藷等を生産する農家です。現在使っている農業用倉庫が手狭で、また老朽化していることから新たに倉庫 1 棟を建築しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇にあります。詳細は 51 頁・52 頁をご覧ください。申請地の南側一部は道路に、ほ

かは畑に接しています。北側、西側は申請人が耕作する茶畑です。現状のまま利用しますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は排水溝を設け道路側溝へ流します。日照通風等については、東側は3mほど高くなっており、北側、西側からは2.5m以上離して建築しますので影響を及ぼす恐れはありません。

次に2番です。譲受人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、颯娃町〇〇ほか1筆の畑で、申請面積は972㎡になります。申請人は太陽光発電に適した申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に〇〇の〇〇になりますが、詳細は53頁から55頁をご覧ください。現状のまま利用しますが、東側は土留め工事を行い、防護柵を設けます。北側隣接地は地盤が高く、西側は既存のブロック塀があり土砂流出等の恐れはありません。雨水は地下浸透及び排水路を設け道路側溝に流します。日照通風等については、施設高が低いので、特に問題はないと思われます。これらのことから、2件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。以上です。

議 長 次に、所有権移転の知覧地区分5件について、報告をお願いします。

宮原俊委員 49頁、審議番号3番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の802㎡のうち330㎡です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の56頁・57頁の地図をご覧ください。申請地は、北側と東側は畑に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用し、境界にはブロック積みをするので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に、汚水生活雑排水は、下水道へ放流します。日照通風等については、境界から2.5m離して建築するので、特に問題はないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の282㎡です。申請人は、飲食業を営んでいるが、駐車場が不足しているので、申請地を購入して、駐車場を設置するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇付近に位置します。詳細は、議案資料の58頁・59頁の地図をご覧ください。申請地は、北側と南側は宅地に、西側は畑に、東側は道路に接しています。現状のままで利用し、擁壁を設けるので、土砂等が

流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に放流し、日照通風等については、駐車場としての利用であり、特に問題はないと判断しました。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号5番です。譲受人が、枕崎市桜木町の〇〇〇〇さんほか1名、譲渡人が、名古屋市緑区の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の358 m²です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地と隣接地の宅地を購入し、一体利用して一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の60 頁・61 頁の地図をご覧ください。申請地は、西側は一体利用する宅地に、南側は宅地に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に放流し、生活雑排水は、浄化槽で処理し放流します。日照通風等については、建築高を5m程度とするので特に問題はないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人は、鹿児島市上荒田町の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか2筆、畑の合計5,126 m²です。転用目的は、太陽光発電に適した申請地に、太陽光発電施設を設置するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の62 頁から64 頁の地図をご覧ください。申請地は、周囲全てが道路に接しています。最高50cmの盛土を行い、のり面保護をし、周囲に防護柵を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、道路側溝に放流し、日照通風等については、施設高が低いので、特に問題はないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号7番です。譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の447 m²です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇ほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の65 頁・66 頁の地図をご覧ください。申請地は、北側は畑に、ほかは道路に接しています。30cm程度の盛土を行い、土留工事をするので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、ため枡を設け道路側溝に放流し、汚水生活雑排水は、浄化槽で処理し放流します。日照通風等については、特に問題はないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。審議方よろしく願いいたします。

議 長 次に、所有権移転の川辺地区分1件について、報告をお願いします。

今市委員 去る3月17日、小原委員と事務局とで関係者立ち会いのもと、現地調査を実施しましたので報告いたします。

審議番号8番です。譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大阪府高槻市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の田、482㎡で、川辺庁舎から〇〇に〇〇の〇〇に位置しますが、詳細は、67㍏・68㍏の地図をご覧ください。申請人は不動産業を営む法人であります。申請地周辺は住宅地であり貸家の需要が見込まれることから、隣接する宅地1筆を一体利用し、賃貸住宅を建築しようとするものであります。申請地の北側は水路に、東側は一体利用する宅地と転用許可済の田に、南側は道路に、西側は宅地に接しています。1.2m程度の盛り土を行いますが、周囲は擁壁を設けますので土砂流出等の恐れはなく、雨水は北側の水路へ、汚水・生活雑排水も浄化槽で処理し同じく北側水路へ放流します。日照・通風等についても特に影響を及ぼす恐れはないと思われま。このことから、賃貸住宅への転用はやむを得ないと判断しました。以上で報告を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 次に、賃借権設定の知覧地区分1件について、報告をお願いします。

武田正委員 69㍏、審議番号1番です。借人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の3,262㎡です。申請目的は、申請地をかりうけて、あらたな需要が見込まれるてん茶やウーロン茶をつくる工場を既存の工場のとなりに建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇の〇〇に位置します。くわしくは、議案資料の70㍏・71㍏の地図をみてください。申請地は、北側と西側は畑に、東側は道路に、南側は既存の製茶工場です。そのままで利用し、擁壁を設けるので土砂がながれだすおそれはなく、また雨水は、ため枡を設け水路に放流します。日照通風については、さかいからあいだをあけてつくるので、特に問題はないと判断しました。このことから、てん茶やウーロン茶を製造できる工場等への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、穎娃地域2件について説明します。49㍏からになります。立地基準について、1番は、農用地区域内農地ですが、農用地

利用計画において指定された用途に供することから「農用地利用計画指定用途」に該当します。2番は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地にあることから、第2種農地のその他の農地と判断されます。一般基準の資力及び信用については、どちらも過去に違反転用等を行った事はなく、資金については金融機関の融資と自己資金で賄うとのことで、関係書類で確認できますので適当と認められます。また、転用目的にもありますように、1番は農業用倉庫の建築、2番は太陽光発電施設を設置しようとするもので、許可後の速やかな転用は確実だと思われます。以上2件の、転用行為の妨げになる者については、台帳を確認したところおりませんでした。また、関係行政庁の免許、許可、認可等について、1番は農用地利用計画変更の申請が提出されております。2番は経済産業省の発電設備認定通知書と九州電力の系統連系承諾通知書が提出されております。これらのことから、2件の転用許可についてはやむを得ないと判断するところです。以上です。

代農地係長 知覧地区の所有権設定の審議番号3番から7番と貸借権設定の審議番号1番について補足説明いたします。

先ず、審議番号3番について、立地基準ですが、申請地の南側が、上水道及び下水道が敷設(7㍻)された幅員4m以上の市道「〇〇」線に面しており、かつ申請地から概ね500m以内に〇〇と〇〇の2つの施設があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金及び融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番について、立地基準ですが、〇〇地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていま

すので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号5番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号6番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、農用地の除外申請は許可見込であり、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号7番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認し

ましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

69 号、賃貸借権設定の審議番号 1 番について、申請地は農用地区域内にあることから農用地区域内農地と判断されますが、このてん茶及びウーロン茶の製造工場は、農業振興地域の整備に関する法律において指定された用途に供する場合の「農業用施設」に該当することから、転用はやむを得ないものと判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については自己資金、融資及び補助事業でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、農業振興地域の整備に関する法律に関する用途区分による計画変更は許可見込です。これらのことから、てん茶及びウーロン茶の製造工場ほかへの転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。

川辺分室

それでは、川辺地域の補足説明をいたします。資料は 50 号、所有権移転審議番号 8 番です。立地基準については、都市計画法で準工業地域として用途地域が定められていることから、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されます。一般基準の資力及び信用について、必要な資金は全額融資で賄うとのことで、関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等はないことから、信用についても問題ないと認められます。台帳を確認したところ、転用行為の妨げになる者はなく、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については特に必要なく、排水を放流する水路の水利組合からの承諾も得ているとのことです。このことから、賃貸住宅への転用はやむを得ないと判断するところでございます。以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

只今現地調査員の報告ならびに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

田中委員 審議番号6番の太陽光の申請では申請農地5,126㎡ですが、転用目的面積が2,209㎡となっています、間違いではないのでしょうか、又、賃貸借の審議番号1番の茶工場も申請農地3,262㎡に対して工場面積967㎡ですが、残りは何に使用するかわかっていましたら教えてください。

農地係長 太陽光につきましては、申請面積は5,126㎡ですが、太陽光パネルを1,140枚設置する計画で、1枚の面積かける枚数も面積が2,209㎡です。なお残りはキュービクルの設置やパネル間・通路等となります。ちなみに他の太陽光でも概ね同じような感じであります。
次に茶工場の方ですが、茶工場以外はウーロン茶は天日干しの必要があるためそのスペースと車両の進入・転回用として使用される計画です。

田中委員 今回は使用目的がわかっているので問題はないのですが、本来は申請面積の3分の2以上の使用目的が表示されていないので工場以外の部分については分筆するよう促すのが正解ですよ。出来れば議案資料にも残りの部分の使用目的等を表示していただくとわかりやすいのですが。

事務局長 今係長より説明がありました通り今回の分は、干場や通路等で使用することがわかっていますので問題は無いです、委員の言われるように転用申請においては必要な面積について転用が認められますので、建屋以外の必要な部分については何らかの資料を添付するよういたします。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第22号農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定にかかわる案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 22 号にかかわる案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することに決定されました。

議 長

次に、日程第 9 議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。73 号からになります。「所有権移転」についてですが、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん他、3 件であります。理由はすべて規模拡大によるもので、地目の内訳は畑が 4 筆で 4,388 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a あたり 200,000 円から 600,000 円で売買される予定です。地域別では、颯娃 1 件、知覧 3 件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。75 号から 94 号です。利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 126 件になります。設定面積は、田が 106 筆で 89,190 m²、畑が 99 筆で 159,457 m²、合計 205 筆の 248,647 m²になります。地域別では、颯娃が 15 件、知覧が 14 件、川辺が 98 件、合計 127 件となっております。

次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。95 号・96 号になります。利用権を転貸する者は、南九州市の〇〇〇〇さん、利用権の転貸を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん他、1 件であります。設定面積は、田が 4 筆 2,302 m²で、川辺地域 2 件です。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。97 号から 103 号になります。利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか 21 件であります。設定面積は、田が 20 筆 9,102 m²、畑が 40 筆 86,333 m²、合計 60 筆 95,435 m²であります。地域別では、颯娃 5 件、知覧 4 件、川辺 13 件、合計 22 件であります。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。 以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号16番については 宮原 俊郎 委員が65番については今市委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第23号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画にかかわる案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号16番65番を除く125件と、賃貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第23号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号16番65番を除く125件と、賃貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第23号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。
(宮原 委員、今市 委員、退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 23 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 16 番 65 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案 23 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員、の入室を許可いたします。
(宮原 委員、今市 委員、入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 23 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に日程第 10 議案第 24 号 南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の制定についてを説明する。

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 24 号南九州市農業委員会委員候補者評価委員会運営規程の制定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号については原案どおり承認されました。

議 長 次に日程第 11 議案第 25 号 南九州市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 南九州市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の制定についてを説明する。

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 25 号南九州市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の制定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号については原案どおり承認されました。

議 長 次に日程第 12 議案第 26 号 南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定についてを説明する。

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 25 号南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号については原案どおり承認されました。

議 長 次に日程第 13 議案第 27 号 事務局職員等の任命についてを議題に供します。事務局長の説明を求めます。

事務局長 事務局職員等の任命についてを説明する。

議 長 これより審議をおこないます。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 27 号 事務局職員等の任命については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号については原案どおり承認されました。これについては、4 月 1 日の発令となります。

議 長 引き続きまして、日程第 14 平成 29 年度 農業委員会事業推進計画（当初予算）についてを議題と供します。事務局の報告を求めます。

事務局長 平成 29 年度 農業委員会事業推進計画（当初予算）についてを報告する。

議 長 これより審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてはあくまでも報告事項ですのでご了承願います。事務局におかれましては、この事業推進計画に基づき適正な事務執行により、農業委員会活動に遺漏の無いようお願いするものであります。

議 長 引き続きまして、日程第 15 平成 28 年分農地の賃借料情報についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、平成 28 年分農地の賃借料情報についてご説明申し上げます。資料は 132 頁・133 頁になります。平成 28 年分農地の賃借料情報について説明する。

議 長 只今の報告について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてもあくまでも報告事項でございますので、ご了承願いたいと思います。この情報については、3 月に配布された農業委員会だよりに掲載しており、また、市のホームページでも公開されますので、農家指導の参考にしてください。

議 長 次に、日程第 16 機構改革に伴う規則等の改正についてを議題に供します。事務局の報告を求めます。

事務局長 それでは、機構改革に伴う規則等の改正についてご説明申し上げます。資料は 134 頁からになります。先に開催された法制審議会において検討され報酬条例は 3 月議会最終本会議にて可決されていることを含めて機構改革に伴う規則の改正について説明する。

議 長 只今の報告について審議をお願いいたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がございませんが、これについてもあくまでも報告事項で

ございますので、ご了承願いたいと思います。

議 長 次に、日程第 17 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 前回の委員会で質問のありました、農業委員及び最適化推進委員の応募資格の「南九州市が設置する他の附属機関等の委員」には出来るだけ多くの方に農業委員、推進委員をして頂きたいとの判断で自治会長・地区公民館長も該当すると判断いたしましたので自治会長・地区公民館長は応募できないことになります。

議 長 他にございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農政係長 平成 29 年度会議日程について、4 月からの活動記録簿について説明

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 29 年第 3 回南九州市農業委員会
を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 5 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 33 番 _____

会議録署名委員 34 番 _____